

EGCS 承認証保有船への高硫黄燃料販売に関する周知について

スクラバー承認証を保有するスクラバー搭載船舶が法定検査における海上試運転以降に燃料販売を受けようとしたところ、スクラバー試験期間中の船舶への高硫黄燃料油の販売について石油業者に一部誤解があり、高硫黄重油の販売を断られる事例があった。

このため、2月14日、資源エネルギー庁より、石油元売事業者と石油販売事業者に対し業界団体（石油連盟と全国石油商業組合連合会）を通じて以下の文章及び別添の資料がメールで周知された。

（資源エネルギー庁通知内容）

IMOによる船舶用燃料の硫黄分規制強化に伴い、本年1月1日から改正品確法施行規則を施行させていただきます。

本件の関係で、国土交通省より、スクラバー設置試験期間中の船舶への高硫黄燃料油の販売について石油業者に一部誤解があるようだ、との情報提供がありましたので、以下のとおり周知させていただきます。

（1）事案の概要（国土交通省からの情報提供）

○船舶業者（A社）が、所有するスクラバー設置試験期間中の船舶（B丸）用の燃料として高硫黄重油の供給を受けるため、品確法施行規則第32条の2第1項第2号に掲げる承認証（以下単に「承認証」という。）を販売業者（C社）に提示したところ、C社から、B丸の航行目的は商業航海であるため、確認書面が承認証では販売できない、と高硫黄重油の供給を断られた。

（2）本件に関する考え方

○品確法施行規則においては、重油販売業者は、第32条の2において規定された書類を確認することにより、スクラバー設置船舶に対し、当該船舶用の燃料として高硫黄重油を販売できることとしています。

一方で、販売に当たり、船舶の航海の目的（試運転、商業航海など）は制限されていません。

○また、海洋汚染防止法においては、承認証の有効期間内であれば、スクラバーの法定検査に係る試験運転終了後、法定検査合格の証書取得までの間に、船舶がスクラバーを使用して商業航海を行うことを禁止していません。（詳細は、別添資料をご覧ください）

○したがって、重油販売業者は、船舶側に備えられた有効期限内の承認証が確認できれば、（航海の目的を問わず）

高硫黄燃料油の販売が可能となっています。

上記につき、御団体の関係各社に情報共有いただければと存じます。

皆様におかれましては、引き続き、品確法の適正な法執行にご協力いただければ幸いです。

（了）

スクラバー検査の流れ(イメージ)

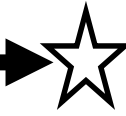
船舶側

承認証
取得



法定試運転

法定試運転
終了



**販売不可との
誤解があった部分**
必要に応じ、船主独自の
試験航海
(商業航海は禁止され
ていない)

検査合格
証書取得



航海

試験機関にて
排水分析

承認証有効
(スクラバーの試験期間)

証書有効

燃料油販売側(高硫黄燃料油販売時)

承認証の保有を確認

証書の
保有を確認

